

清瀬市立清明小学校 いじめ防止基本方針

令和2年3月 改定

はじめに

清瀬市は、「手をつなぎ心をつむぐみどりの清瀬」をスローガンとし、社会を構成する全ての人々が自他の生命や人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくりを目指している。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、「清瀬市いじめ防止基本方針」をもとに「清瀬市立清明小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、いじめはどの学級にも、どの学校にも起こりうるという認識のもと、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。これまで学校において様々な取組が行われてきたが、未だ、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している。いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

法律において、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子供が、心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある。具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・仲間はずれ、集団で無視をされる
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものもあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、諸機関と連携した対応を取ることが必要である。

2 清瀬市立清明小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会
- (2) 組織の構成 校長、副校長、主幹教諭、主幹養護教諭、教務主任、生活指導主任、
学年主任、スクールカウンセラー
- (3) 組織の役割・いじめに関する情報の収集及び共有。
 - ・いじめ事実の確認。対策案を練る。
 - ・該当児童への指導、該当保護者への対応。
 - ・学級への指導体制の強化、支援の検討。
 - ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報。
 - ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析 等

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

- (1) いじめの未然防止
 - ・児童同士の関りを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級作りを進める。
 - ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、指導にあたる。
 - ・発達障害、障がいのある児童、海外から帰国した児童、外国籍の児童、保護者が外国籍の外国につながる児童、LGBTQ の児童、東日本大震災により被災又は原子力発電所の事故により避難児童などについては、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ・「SOS の出し方に関する教育」、「STOP！いじめ」などの教材などから人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
 - ・セーフティ教室などの情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならないよう継続的に指導する。
 - ・異学年集団活動などから、児童同士のつながりを深める機会を増やす。
 - ・褒めることを基本に、自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
 - ・「心と体の成長」を図るために、各学年の実態に応じた保健指導をする。
 - ・毎週木曜日の生活指導夕会や校内委員会などで情報共有を早期にする。
 - ・日々、保護者との連携を図る。
- (2) いじめの早期発見
 - ・教員と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ・相談機会の設定「SC による 5 年生の全員相談、いつでもだれでも相談週間（児童対象）、
教育相談（保護者対象）」
 - ・朝・帰りの会等の学級活動や月に 1 回のアンケート調査の実施などを通して児童の実態の把握
 - ・保護者会や各行事、日々の電話や連絡帳などの情報交換等を通して、保護者との連携を図る。

(3) いじめに対する早期対応

- ・いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員が、早急に校長・いじめ防止対策委員会に報告し、今後の組織的対応についての具体的な手立てや役割分担、流れ、情報共有の仕方などを協議する。
- ・全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
- ・清瀬市教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関と連携をとる。
- ・いじめ防止対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図ると共に必要な組織体制をとり、連携して指導にあたる。
- ・被害児童を守り通し、安全・安心を確保する。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて、警察署や法務局などとも連携を図る。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。
- ・該当保護者に連絡し、情報交換や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを続け、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを継続的に取り組む。
- ・被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめを解消しているか継続的に確認する（いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月を目安）。ただし、この目安に関わらず、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

4 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切に当該児童等はいじめから保護する」ものとされている。また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域との連携

- ・保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・保健通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- ・日頃から、電話・面談・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力を図る。
- ・いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民と共に、地域ぐるみでいじめ防止対策を効果的に推進する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

